

指定障害福祉サービス居宅支援事業所水郷荘運営規程

社会福祉法人 盡誠会
指定障害福祉サービス居宅支援事業所 水郷荘

(目 的)

第1条 社会福祉法人盡誠会が開設する指定障害福祉サービス居宅支援事業所水郷荘（以下「事業所」という。）が行う指定身体障害者居宅支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、居宅支援の必要にある利用者に対し、適正な居宅支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、居宅支援の必要のある利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 指定障害福祉サービス居宅支援事業所 水郷荘
- 2 所在地 茨城県稲敷市幸田1252

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うと共に、自らも訪問介護の提供にあたるものとする。
- 3 訪問介護員等 常勤換算で2.5名以上
訪問介護員等は、居宅介護の提供に当たる。

(運営日及び運営時間)

第5条 事業所の運営日及び運営時間は、次のとおりとする。

- 1 運営日 年中無休
- 2 運営時間 午前7時より午後7時まで
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護の内容及び利用料等)

第6条 指定障害福祉サービス居宅支援事業の内容は次のとおりとし、居宅支援を提供した場合の利用料の額は、支給決定を受けた障害者（以下「支給決定障害者等」という）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 通院介助
 - イ 身体介護を伴う
 - ロ 身体介護を伴わない
- (3) 家事援助
 - 2 事業所は、法定代理受領を行わない居宅支援を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用を額の支払を受けるものとする。
- (4) 通院等乗降介助
 - 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて訪問介護員が訪問する為に要した交通費は、その実費の支払いを受ける。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額の支払いを受ける。
 - (1) 稲敷市外 片道1kmあたり20円とする。
 - (2) 買い物代行サービスはサービスを提供する地域に関係なく、利用者宅から買い物を行う店舗までの往復の走行距離1kmあたり20円とする。
 - 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにする。
 - 5 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込、口座自動引落により、指定期日までに受ける。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービス居宅支援事業の提供により事故が

発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る相談支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービス居宅支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第8条 事業所は、提供した居宅支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した居宅支援に関し、障害者自立支援法第48条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第10条 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、稲敷市とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定居宅支援事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録やサービス提供した記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人盡誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。（年1回）

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメント)

第15条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。